

所贈厄崎警署署長ハ年議団ノ形勢悪化ヲ憂ヒ左日
午後四時年議団幹部十餘名ヲ召集シ絶対ニ妥協出
来サルヤ否其集意ヲ聴取シタルニ彼等ハ大要九記
条件ヲ容ルハニ於テハ年議ヲ打切ル旨申出タリ
一 佐々木工場長ヲ事業係トスルコト
二 労働組合ヲ認めルコト
三 決議機関ヲ設置スルコト
四 休業中給料ヲ全額支拂フコト

一 議団長ヲ志シタルコト

二 年議ニ関スル雜費ヲ全額支給スルコト

然ルニ第一項以外ハ大抵工場側ノ諒解スル所ニテ
第一項ノ工場長ノ候補ノ権限尠クニ讓歩ニシタルト
第六項ヲ新ニ附加サレタルニ過ス工場長排斥ヲ固
持セザルニ於テハ妥協容易ナルハキヲ看取シ一方
工場主代理南寅太郎ヲ召集シ其意見ヲ叩クニ工場
長ヲ他ニ轉職セシメルコトハ出来難キモ工場ヲ法